

ID: 244

担当部署: 上下水道課

処分の概要	指定工事店の指定		
例規名 根拠条項	聖籠町下水道排水設備等指定工事店規程 第3条第1項		
例規番号	平成22年 企業管理規程第12号		
<p>【根拠条文】 (指定工事店の指定) 第三条 条例第七条で規定する排水設備等工事を施工することができる者は、次の各号に掲げる要件に適合している工事業者とし、管理者はこれを指定工事店として指定するものとする。</p> <p>一 責任技術者が一名以上専属していること。 二 工事の施工に必要な設備及び器材を有していること。 三 新潟県内に営業所があること。 四 次の各号のいずれにも該当しないこと。 イ 工事業者(法人にあっては代表者)が成年被後見人若しくは被保佐人である者又は破産者であって復権していない場合 ロ 工事業者(法人にあっては代表者)が財団法人新潟県下水道公社排水設備工事責任技術者認定登録等に関する規程(以下「下水道公社規程」という。)第十六条の規定により責任技術者として登録を取り消されてから二年を経過していない場合 ハ 指定工事店が、第十条第二項の規定により指定を取り消されてから二年を経過していない場合 ニ 工事業者がその業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある場合 ホ 法人であって、その役員のうちイからニまでのいずれかに該当する者がいる場合</p> <p>2 前項第四号ハの規定に該当する場合で、当該指定工事店が法人であるときは、その代表者は、同号ハに掲げる期間内において、個人又は法人の代表者として指定工事店の指定を受けることはできない。</p>			
【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日